

始良中央地区合併協議会

第22回会議



「ミヤマキリシマつつじ」と霧島神宮大鳥居



花はきりしま菜の花ウォーク

平成16年4月8日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第22回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年4月8日(木)午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

(1) 報告第14号ー5 議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について…………… P3

(2) 報告第15号 始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について…………… P6

(前回提案された事項)

(第21回資料)

(3) 協議第52号 社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)

(4) 協議第53号 第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて

(協定項目25-25-①)

(5) 協議第54号 その他事業【企画関係事業】の取扱いについて(協定項目25-27-②)

5 次回の協議事項について

(提案説明)

(第22回資料)

(1) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)…………… P7

(2) 協議第55号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)…………… P21

(3) 協議第56号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)…………… P26

(4) 協議第57号 第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて

(協定項目25-25-②)…………… P36

6 その他

- ・次回の会議日程等について

7 閉 会

<配付資料>

・第22回会議資料、別冊1～別冊4

・参考資料：「町名・字名の取扱いについて(協定項目19)…………… P44

・市町村合併情報誌：キッズ情報「市町村合併ってなんだろう？」

・幹事会名簿…………… P45

<次回の協議会の開催日程>

第23回協議会は、4月21日(水)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第22回協議会

期 日	内 容	備 考
3月25日（木）	第21回協議会 13:30 多目的ホール 第15回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 人事分科会 9:30 国分市	総務班 調整班
3月29日（月）	事務局長等会議 10:00 県庁 総務省説明会 13:30 県庁 水道分科会 13:30 横川町 児童福祉分科会 13:30 隼人町	総務班 調整班
3月30日（火）	企画分科会 10:00 国分市 農業委員会分科会 10:00 横川町 消防防災分科会 13:00 国分市 行政委員会等専門部会 13:30 国分市	調整班
3月31日（水）	農業分科会 13:30 溝辺町 商工観光専門部会 13:30 牧園町	調整班
4月1日（木）	始良中央地区合併協議会事務局電算班設置	
4月2日（金）	第22回幹事会 13:30 多目的ホール 企画専門部会 10:00 国分市	総務班
4月7日（水）	児童福祉分科会 13:30 隼人町 耕地分科会 14:00 横川町	調整班
4月8日（木）	第22回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

<今後の予定>

4月9日（金）	人事分科会 9:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市	調整班
4月12日（月）	消防防災分科会 13:30 国分市	総務班
4月15日（木）	第23回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
4月21日（水）	第23回協議会 13:30 多目的ホール 第16回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	総務班

議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会の第15回会議を3月25日に開催したので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり第12回、13回及び14回の方もあわせて報告する。

平成16年4月8日提出

始良中央地区合併協議会
議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 原田 統之介

記

別紙、議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書のとおり

議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書

開催日時 第12回 平成16年2月12日

第13回 平成16年2月26日

第14回 平成16年3月11日

第15回 平成16年3月25日

第12回小委員会

1. 議会議員の定数及び任期について

- これまで出た意見を具体的に反映させるために、次回の小委員会（第13回）では、定数特例を適用した場合、第14回では、在任特例を適用した場合に絞って具体的案を審議することを確認した。

第13回小委員会

1. 議会議員の定数及び任期について（定数特例を適用した場合）

- 定数特例を適用する場合は、各地域の声を反映させるには、構成市町に最低3名の議員が必要であるということから、定数は48名とし、最初の設置選挙に限り小選挙区を設ける（下表参照）ことを確認した。

定数34名に各市町にそれぞれ2名ずつ割振る。

構成市町	12年度国調人口	人口比率	比率×34名	人口割	均等割	人数
国分市	53,966	42.19%	14.345	14	2	16
溝辺町	8,537	6.67%	2.269	2	2	4
横川町	5,516	4.31%	1.466	1	2	3
牧園町	9,613	7.51%	2.555	3	2	5
霧島町	5,918	4.63%	1.573	2	2	4
隼人町	36,846	28.81%	9.794	10	2	12
福山町	7,516	5.88%	1.998	2	2	4
合計	127,912	100	34	34	14	48

これまでに出示された主な意見：・合併をして新市が誕生するので選挙をすべき。

・今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが、本来のやり方である。

・始良中央地区1市6町新市将来構想住民アンケート調査結果では53%の方が即選挙を望んでいる。

・四役も辞めるので、議員も選挙をすべき。

・住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある。等

第14回小委員会

1. 議会議員の定数及び任期について（在任特例を適用した場合）

- ・ 在任特例を適用する場合は、国分市の任期が満了する1年4ヶ月間在任することを確認した。

これまでに出示された主な意見：・ 合併前のそれぞれの市町の議員において、建設計画等の予算審議をしっかりと確認できる。

- ・ 周辺部の意見が反映されずに、寂れていく可能性がある。
- ・ 予算審議のときに内容に精通している議員が在籍している。
- ・ 1年4ヶ月在任すれば、16年度の決算、17年度そして18年度の当初予算まで立ち会うことができる。
- ・ 在任特例を活用すれば、合併に対する議員の総意を得やすい。等

第15回小委員会

1. 議会議員の定数及び任期について

- ・ 小委員会での結論を第16回（平成16年4月21日）の小委員会で決定することを確認した。

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正したので報告する。

平成16年4月8日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明 人

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1調整班及び第2調整班」を「第1調整班、第2調整班及び電算班」に改める。

別表1に次のように加える。

電算班

・基幹系電算システム統合調整に関すること。
・その他電算システム統合調整に関すること。
・電算情報部会・電算分科会の運営、事業一元化調整及び合併協定項目に関すること。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 9）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市に1つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

平成16年4月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。	

1. 農業委員会の数
 ・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市6町								備考
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	
区域面積 (ha)	12,251	6,350	7,045	12,966	8,254	6,649	6,852	60,367	平成13年10月1日現在
農地面積 (ha)	1,300	1,190	625	1,080	534	1,070	884	6,683	平成14年度農水省統計情報

2. 選挙による委員数
 ・現在の選挙による委員数

区分	1市6町								備考
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	
公選委員数 (人)	13	10	10	10	10	10	10	73	平成15年4月1日現在
定数 (人)	13	10	10	10	10	10	10	73	

3. 選挙による委員の任期

区分	1市6町						
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
任期	平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日	同左	同左	同左	同左	同左	同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。	

4. 選挙区設定の可否

区分	1市6町								備考
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	
農地面積 (ha)	1,300	1,190	625	1,080	534	1,070	884	6,683	平成14年度農水省統計情報
基準農業者数	1,858	808	717	879	657	1,122	750	6,791	2000年農林業センサス
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可	可	—	

5. 選任による委員の定数及び任期

・現在の選任委員の数

区分	1市6町								備考
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	
農業協同組合	1	1	1	1	1	1	1	7	平成15年4月1日現在
農業共済組合	1	1	1	1	1	1	1	7	
議 会	5	3	2	3	2	3	3	21	
合 計	7	5	4	5	4	5	5	35	

※農業協同組合は、あいら農業協同組合。農業共済組合はかごしま中部農業共済組合。（平成15年4月1日現在）

・現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

参考資料

区分	1市6町							備考	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		計
現公選委員数（人）	13	10	10	10	10	10	10	73	平成15年4月1日 現在
選挙区予想定数（人）	9	8	5	6	4	5	3	40	
選挙人名簿登録者数	2,878	2,358	1,370	1,916	1,282	1,644	1,017	12,465	平成15年4月1日 現在

*実際の各選挙区の定数は平成17年3月31日に確定する選挙人名簿の数により調整する。

農業委員会等に関する法律第10条の2第3項

各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

経過報告

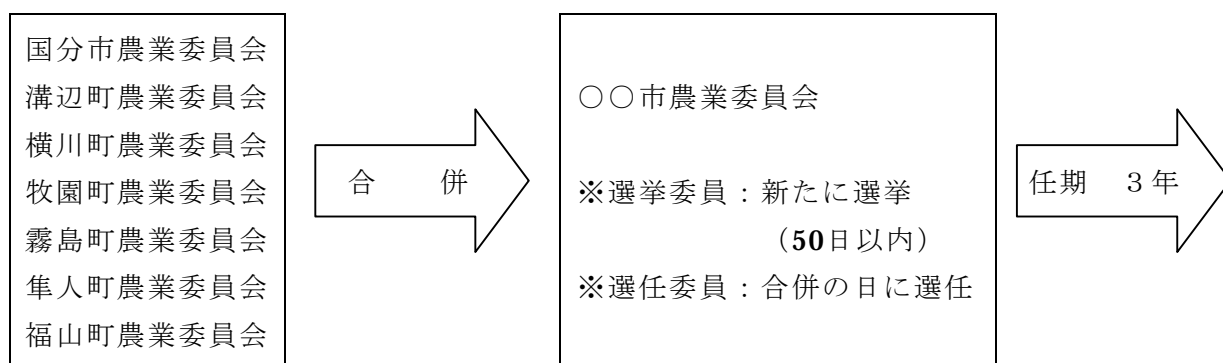
- 1月8日 第16回幹事会（平成16年1月8日開催）で協議され、「2つの農業委員会を置く」ことについて、1つの農業委員会の設置が望ましいのではないかとの意見等がだされ、結論は出せず、継続協議の扱いとし、それぞれの首長、助役と会長・代理の間で調整することとなった。
- 1月9日 幹事会の結果を農林水産専門部会長（横川町 山下農林課長）より各市町へ報告があった。
- 1月13日～
1月26日 それぞれの市町において、首長等との協議がなされた。農業委員会総会において多数のところでは1つの農業委員会での結論が得られたが、2つの農業委員会を置くということもあった。
- 1月28日 再度の会長・代理の会議開催の要請あり。
（2つの農業委員会設置の必要性の再協議依頼）
- 2月16日 横川町において第3回の会長・代理の会を開催。2つの農業委員会を置く理由を述べられた。協議過程の中で一部農業委員会から、農業委員会の特殊性などから「2つの農業委員会を設置する」事を要望する発言があったが、最終判断が出されたときはそれに従うとの意見の一致を見た。
- 2月19日 第19回幹事会で再協議となったが、幹事会としては農業委員会を1つ置くとの意見が大勢を占めているが、会長会で出された意見に対する対応策や、農業委員会を1つ置いた場合の調整議案の作成、農業委員会を1つ置く理由を整理のうえ次回の幹事会で協議決定することとなった。
- 3月5日 第20回幹事会
- 3月18日 第21回幹事会
- 4月2日 第22回幹事会

農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容（新設合併）

1 「合併後1農業委員会を設置」（原則）

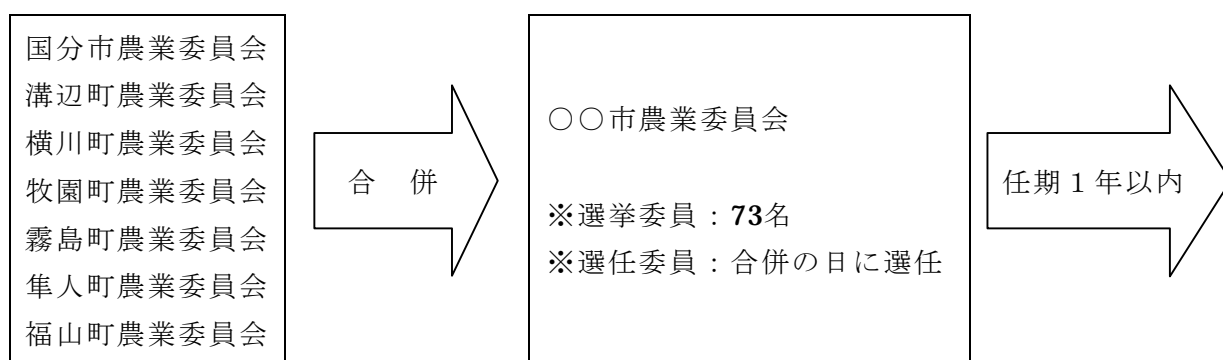
合併関係市町の農業委員会は全て廃止され（よって選挙委員、選任委員ともに身分を失い）、新設の新市につき1つの農業委員会となる。（選挙委員は配置分合の日から**50日**以内に設置による一般選挙を行う。選任委員は合併の日に選任する）

- ・「農業委員会等に関する法律」第**11**条（公職選挙法の準用）
「公職選挙法」第**33**条第3項（設置選挙は**50日**以内）
- ・「農業委員会等に関する法律」第**12**条（選任による委員）



2 「合併後1農業委員会を設置」（在任特例）

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、**10人以上80人以内**の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任することが出来る（本地区**73名**の選挙委員は全員在任）

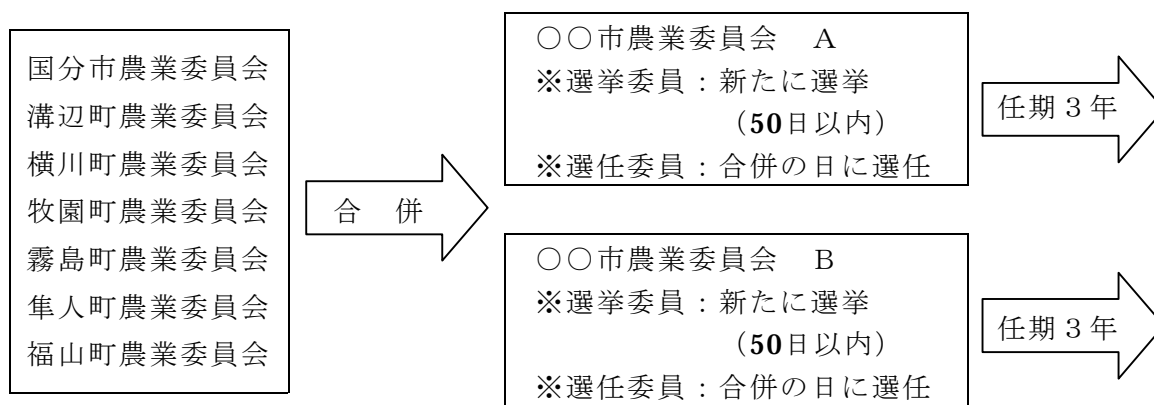


- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号

協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町の協議（協議は、各市町の各議会の議決を経なければならない、協議が成立したときは、各市町は、直ちにその内容を告示しなければならない）により講ずることが出来ます。この特例は選挙委員に関する規定であり、選任委員については合併の日に選任する必要があります。

3 「合併後 2 以上の農業委員会を設置・・・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項」

合併後の市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第 2 条の 2 に規定する要件を満たした場合（市町区域面積が**24,000ha**を超える、または、農地面積が**7,000ha**を超える）は、新市に 2 以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の配置分合の日から**50日**以内に、その農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。）



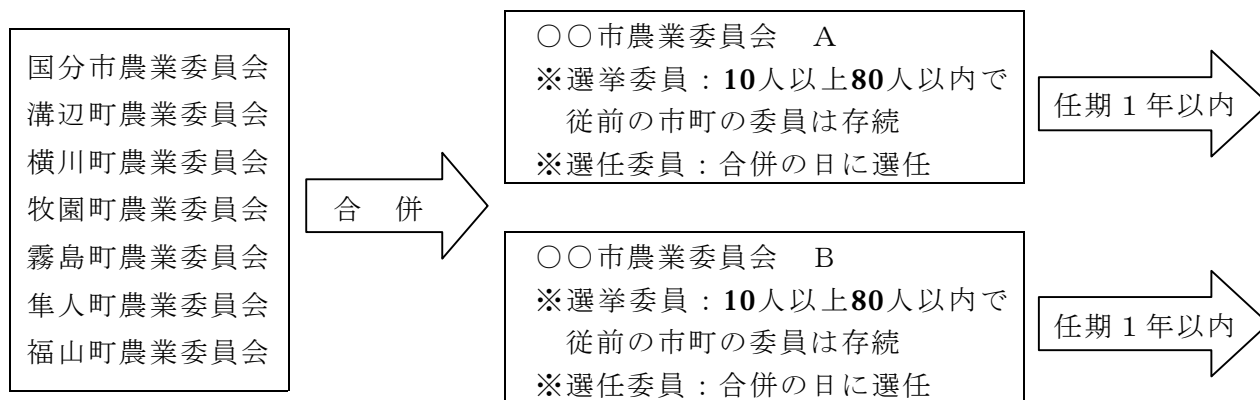
※ A、B 農業委員会の定数はその管轄する区域の農地面積、基準農業者数により「農業委員会等に関する施行令」第 2 条の 2 に定める基準に従い、条例で定める。

- ・「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項（選挙による委員）

4 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」（在任特例）

「合併後 2 以上の農業委員会を設置」する場合においても各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

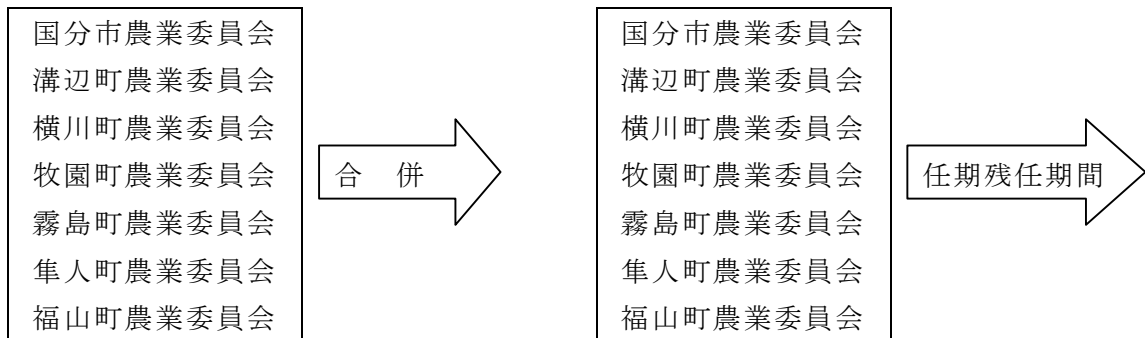
- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第 8 条第 1 項第 1 号
- ・「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項（選挙による委員）



5 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」（特例）

合併市町村が、3で述べた要件を満たした場合であって新市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市の農業委員会となってそのまま存続することができます。（選挙委員、選任委員ものまま存続します。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項（設置）、第34条第1項（境界変更の場合の特例）



農業委員会の任期・定数に関する関連諸法

農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙人名簿）

第10条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基き、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

- 3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作

の業務を営む農地の面積その他必要な事項

(2) 第8条第1項第2号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項

(3) 第8条第1項第3号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員、社員又は株主となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

4 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

5 選挙人名簿は、3月31日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の3月30日まで据えおかななければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合ごとに推薦した委員（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1名

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5名以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選

挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日) まで在任する。

- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

農業委員会等に関する法律施行令

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(農業委員会を置かない市町村)

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては360ヘクタール、都府県にあつては90ヘクタールを超えない市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

農業委員会の委員の任期等に関する特例

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議

で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会等に関する法律（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 各協議会の協議状況
平成15年12月1日現在

名 称	構成市町村数	人 口	行政区域 面 積 (km^2)	農地面積 (ha)	基準農業 者 数	現行委員 数(選挙 (人)	現行委員 数(選任 (人)	調整内容
宮城県 登米地域合併協議会	9町	63,224	53,638	18,723	11,993	113	42	・農業委員会法第34条第1項適用(17.7.19まで) ・その後1つの農業委員会を設置し選挙区を設けるが選挙区の数、定数は新市において調整する。
秋田県 大曲仙北合併協議会	1市6町1村	98,326	86,668	21,386	10,620	100	37	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項第1号を適用する。(17.7.19まで) ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を旧市町村単位で設け同法律第7条の規定により40人と30人とする。委員の定数は平成16年3月31日に確定する登録選挙人の数により調整する。
栃木県 黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会	1市2町	110,828	59,300	9,076	3,608	53	21	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用する(17.7.19まで)。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を7つ設け同法律第7条の規定により30人とする。
石川県 松任・石川広域合併協議会	1市2町5村	106,977	75,517	5,104	3,314	87	33	・新市に1つの農業委員会を置く。定数は20人とする。 ・設置選挙をし、農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を2とする。 ・選任委員は7名以内とする。
三重県 伊賀地区市町村合併協議会	1市3町2村	101,527	62,380	6,687	7,901	91	26	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人とする。
松坂地方合併協議会	1市4町	164,504	55,817	5,773	6,734	107	31	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け定数は合併時までに調整する。
島根県 出雲地区合併協議会	2市5町	173,776	62,406	7,957	10,974	102	36	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人とする。
熊本県 天草合併協議会	2市8町	102,907	68,236	7,034	6,596	113	38	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区(7つ)を設け同法律第7条の規定により40人とする。
熊本県 玉名合併協議会	1市8町	119,466	36,407	9,604	9,401	129	44	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.31)40名を選出する。 ・17.8.1以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区(11)を設け同法律第7条の規定により40人とする。
岐阜県 郡上町村合併協議会	3町4村	48,752	103,079	3,212	5,153	102	29	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項を適用し合併後1年間在任する。 ・定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人と30人とする。
川薩地区合併協議会	1市4町4村	104,592	68,343	5,621	9,486	87	28	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項を適用し平成17年4月30日まで在任する。 ・定数は38人と10人とする。選挙区設置等については、新市において速やかに協議する。
始良中央地区合併協議会	1市6町	127,912	60,367	6,683	6,791	73	35	

「農業委員会委員の定数及び任期に関する取扱い」当日配布資料

幹事会協議内容

農業委員会の数については、農業委員会会長・代理の会の取りまとめ結果を踏まえ、専門部会からは、2つ置くとの調整原案（別紙1）が提案されました。幹事会においては、行政委員会である農業委員会の独立性を考慮して、当該原案については、そのまま協議会へ挙げるとの意見もあったが、下記の観点から幹事会としては、1つ置くことで集約がなされたので、協議第38号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」のとおり提案するものです。

あわせて、農業委員会会長会・代理の会から出された意見については、合併協議会へ提出をいたします。（別紙2）

第1 行政機関の一体性

農業委員会が1つの場合、行政区域と農業委員会の区域が同一となり、施策が運営しやすく、政策や方針の一体性の確保が図られる。

第2 農業委員会運営の環境

(1) 農地面積の減少

昭和63年 8,008ヘクタール 平成14年 6,683ヘクタール

減少面積 1,325ヘクタール 昭和63年を100とした場合 83.5%となる（16.5%減少）

(2) 農業委員担当エリアの比較

近隣の都城市農業委員会の1人あたりの耕地面積、農家人口を比較した場合たいした遜色はなく、また先進事例の中には、区域面積、農地面積が当協議会より大きいところもある。

（熊本県天草合併協議会、三重県伊賀地区市町村合併協議会）

(3) 農業委員の人数

47名（農業委員会1つの場合）か54名（農業委員会2つの場合）かの差であるが、7名の差については、運営方法により解消できる範囲と考えられる。

(4) 2つ置くと事務局経費が約58,000千円（年間）増となり合併の趣旨に反する。

第3 農業委員会会長会等で出された「2つの農業委員会を置く理由」についての検討

【会長会】 合併の趣旨は理解できるが、農業委員会の特殊性、土地・農家を知らないと動けない。農家からの相談業務を考慮した場合など担当地域が広くなり委員の目が届きにくい。1市6町の仕事の質・量が違う。

『検討結果』 幹旋や地域内情報を理解するその特殊性については、旧市町単位の選挙区を設置することにより解決されると考える。現行出勤日数を1日～2日程度増やすことも解決策となりうる。在任特例期間中に委員会での調査体制について協議期間がある、調査の手法について工夫するなど、また、調査日数増により対応が可能である。

第4 また、農業委員会を一つ置くに当たっては、農業委員会の効率的な運営及び事務局の推進体制に十分留意すべきである。

第5 選挙による農業委員の定数について、「40人」とするか「40人以下」と表記するかとの議論もあったが、「40人」とすることで取りまとめられた。（調整の内容3の関係）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 9）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市に国分市・隼人町・福山町の1市2町の区域と、溝辺町・横川町・牧園町・霧島町の4町を区域とする2つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任特例後に行われる選挙については、選挙による委員の定数をそれぞれ20人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。
- 4 事務所の位置については、合併までに調整する。

平成16年1月29日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

農業委員会会長・代理の会において出された意見

「2つの農業委員会を」の意見（主なものを集約）

- ・ 1市6町は広い、きめ細やかな活動が出来ないのでは。
- ・ 上場地区、下場地区に分けて**2**つの農業委員会がふさわしい
- ・ 行政のメリットはあるが、農業委員会のメリットはない。広い地域の農業に対しては**2**つがよい。
- ・ 合併の趣旨は理解できるが農業委員会の特殊性、土地・農家を知らないと動けない。農家の相談等を考慮した場合地域が広くなり、委員の目が行き届きにくくなる。
- ・ 当初**2**つでやってみていけると判断できれば**3**年後にまとめる。
- ・ 高齢化で農家が減る、優良農地が荒廃化しないよう対策をしているが、委員が少なくなると誰がカバーするのか。

「1つの農業委員会を」の意見(主なものを集約)

- ・ 広くなるが、選挙区をきめて1つの委員会がスムーズに行く。耕地面積も**7,000**ヘクタールをきっている。
- ・ **40**人ぐらいの農業委員が頑張ればできる、**2**つでは意見がまとまらないのでは。
- ・ 耕地面積、農家戸数の減少や、合併の効果を考えたら1つでないといけない。
- ・ 農業委員会は1つが望ましい、特殊性については選挙区設置により各地区より委員がでるため理由にならない。
- ・ 何年か前から面積が**7,000**ヘクタールを下回っている、実際の面積はまだ下回っている。

条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。
 - (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
 - (2) 合併後、一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。
 - (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

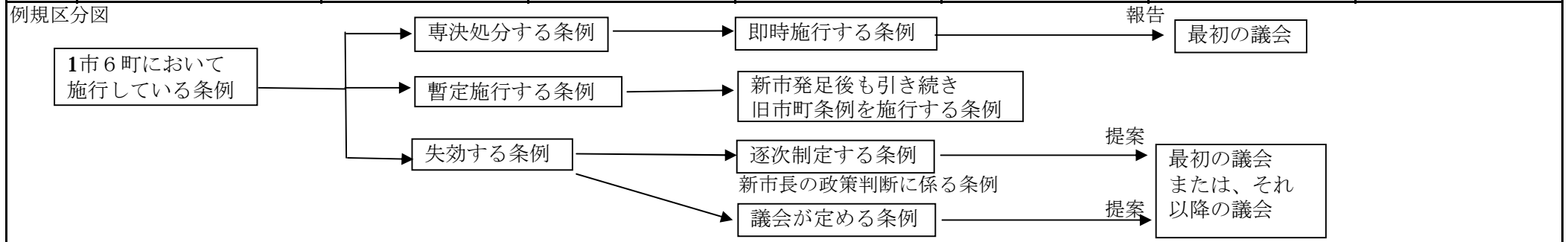
平成16年 4月21日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	1 3 条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。 (2) 合併後、一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。 (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。		

各市町の現況							
市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
例 規 集 の 内 容	総規(市制、公告式、表彰)	総規(町制、憲章・町章等、広告式、表彰、政治倫理)	総規(町制、公告式、表彰、政治倫理)	総規(町制、公告式、表彰)	総規(町制施行、公告式、表彰)	総規(町制施行、公告式、表彰)	総規
	議会(議会、議会事務局)	議会(議会、議会事務局)	議会(議会、議会事務局)	議会・選挙・監査(左同)	議会	議会	議会
	執行機関(市長部局、選挙、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会、附属機関)	行政委員会(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)行政一般(組織、附属機関・内部委員会、処務、文書・公印、電子計算機、行政手続、情報公開)	行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)、行政一般(組織、附属機関・内部委員会、処務、文書・公印、情報管理、行政手続)	行政通則(組織・庶務、文書・公印、情報管理、住民・印鑑)	執行機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、附属機関等)	執行機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、附属機関等)	執行機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)
	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務、研修・勤務評定、職員厚生、職員団体)	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務・勤務条件、福利厚生、職員団体)	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務・勤務条件、福利厚生、職員団体)	人事(公平委員会、定数・任用、分限・懲戒、服務、研修・能率、厚生福利、職員団体)	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務、職員厚生、職員団体)	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務、研修・勤務評定、職員厚生、職員団体)	人事(定数・任用、分限・懲戒、服務、職員厚生、職員団体)
	給与(報酬・費用弁償、給料、手当、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料・手当、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料・手当、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料、諸手当、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料・手当等、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料・手当、旅費)	給与(報酬・費用弁償、給料・手当等、旅費)
	財務(通則、会計、税・税外収入、契約、財産)	財務(通則、特別会計、契約・財産、基金、税・税外収入)	財務(通則、特別会計、契約・財産、基金、税・税外収入)	財務(予算・会計、契約・財産、町税、税外収入)	財務(通則、会計、税・税外収入、財産・契約)	財務(通則、会計、税・税外収入契約・財産)	財務(財産・契約、税・税外収入、会計)
	教育(教育委員会、学校教育、高等学校、社会教育、社会体育、文化財)	教育(教育委員会、学校教育、社会教育、社会体育、文化)	教育(教育委員会、学校教育、社会教育、社会体育、文化)	教育(教育委員会、学校関係職員、学校教育、社会教育体育、文化)	教育(教育委員会、学校教育、社会教育、文化財)	教育(教育委員会、学校教育、社会教育、文化財)	教育(教育委員会、学校教育、社会教育)
民生(社会福祉、保険、衛生、環境保全、市民生活)	住民生活(住民登録等、交通安全対策、地域振興、住環境、施設)、社会福祉(福祉一般、児童福祉等、障害者福祉、高齢者福祉、保険)、保健衛生(保健、環境衛生)	住民生活(住民登録等、安全対策、地域振興、環境保全、施設)、社会福祉(福祉一般、児童福祉等、障害者福祉、高齢者福祉、保険・年金)、保健衛生(保健、環境衛生)	厚生(社会福祉、保健衛生、国民健康保険、介護保険、交通安全)	厚生(社会福祉、保険、衛生)	厚生(社会福祉、保険、衛生、簡易水道、環境保全)	厚生(社会福祉、住宅、衛生、保険)	
産業経済(農業委員会、農林水産、商工)	産業経済(農林、商工)	産業経済(農林、商工)	産業(商工・観光、農林)	産業経済(農業委員会、農林・畜産、商工・観光)	産業経済(農業委員会、農林水産、工、観光)	産業経済(農業委員会、農林・水産、商工・観光)	
建設(通則、土木・河川、都市計画・公園、建築、住宅)	建設(通則、都市計画・公園、道路等、住宅)	建設(通則、景観・公園、道路等、住宅、水道)	建設(土木、建築・住宅、都市計画、河川、下水道)	建設(通則、土木・建築等、住宅、温泉)	建設(通則、都市計画・公園、土木・河川、建築、住宅)	建設	
公営企業(通則、水道事業、工業用水道事業)	水道		公営企業 雑則	水道	公営企業(組織・処務、人事・給与、財務、給水)	水道	
消防	防災(災害対策、消防、防災無線) 共同組織	防災(災害対策、消防)	防災・消防(防災、消防)	消防、その他	消防 その他	消防	
		共同組織					



条例の施行方法による分類

施行方法	具 体 例 (主なもの)
(1) 専決処分 (即時施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○市の基本的事項に関するもの 市役所の位置を定める条例、公告式条例 等 ○組織に関するもの 市の休日を定める条例、部課等設置条例 等 ○人事に関するもの 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 ○報酬、給与等に関するもの 報酬及び費用弁償に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例 一般職の職員の給与に関する条例 等 ○財務に関するもの 財政状況の作成及び公表に関する条例、特別会計設置条例 公の施設の設置及び管理に関する条例 等 ○使用料、手数料に関するもの 使用料条例、手数料条例 等 ○市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの ○厚生、福祉等に関するもの 福祉事務所設置条例、保健衛生関係条例、保育所条例 等 ○教育に関するもの 公民館条例、図書館条例 等 ○土木・建築に関するもの 都市公園条例、公営住宅設置及び管理条例 等 ○経済に関するもの 商工関係条例 (融資等)、農林水産関係条例 (農業委員会、 土地改良、漁港等)
(2) 地方自治法施行令第3条による (暫定施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会における協議調整結果により、当分の間旧市町村の条例を当該地域に適用するとされたもの。
(3) 議会議決 (逐次施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○条例議案の提出権が長にないもの。 (議会の組織、運営に関するもの) 議会委員会条例、議会事務局条例等 ○慣行関係に関するもの 市旗、市章、市民憲章 等

地方自治法

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて[第2条](#)第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、[第113条](#)但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法[第152条](#)又は[第252条の17の8](#)第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、[第1条の2](#)の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる

先進事例

・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（愛媛県）

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
- 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの
- 4 失効するもの

・三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

条例、規則等については、新市において新たに整備するものとする。

（三次市・双三郡・甲奴町合併に伴う新市の条例・規則等の整備方針に基づく。）

・宇摩合併協議会（愛媛県）

現行の条例等を次により、区分し、調整する。

- ①合併と同時に長の専決処分により、即時制定施行させるもの。
- ②従来旧市町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの。
- ③合併後、逐次制定し、施行させるもの。
- ④失効するもの。

公共的団体等の取扱いについて（協定項目17）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。

- 1 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- 3 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するように調整に努める。
- 4 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。
- 5 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要がある団体は、新市において調整する。

平成16年4月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

協定項目	18 公共的団体の取扱い	関係項目	公共的団体の取扱い
調整内容	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。</p> <p>1 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>2 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>3 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>4 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>5 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要のある団体は、新市において調整する。</p>		

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
交通安全	交通安全母の会	交通安全母の会	—	交通安全母の会	交通安全母の会	交通安全母の会	—
	国分地区交通安全協会 国分支部	加治木地区交通安全協会 溝辺支部	横川地区交通安全協会 横川支部	国分地区交通安全協会 牧園支部	国分地区交通安全協会 霧島支部	国分地区交通安全協会 隼人支部	国分地区交通安全協会 福山支部
	交通安全市民運動推進 協議会	交通安全推進協議会	—	—	—	交通安全推進協議会	交通安全町民運動推進 協議会
防犯・ 自衛隊	防犯組合連合会	—	—	霧島温泉防犯組合	防犯組合連合会	防犯組合連絡協議会	防犯組合連合会
	防犯推進協議会	—	—	—	—	—	—
	自衛隊協力会	—	—	—	—	—	—
	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会	自衛隊父兄会
	軍人恩給同志会連絡協 議会	—	—	—	—	—	—
	国分特攻基地記念碑保 存委員会	特攻碑保存委員会	—	—	—	—	—
消 防	消防連合後援会	消防後援会	消防後援会	消防後援会	消防後援会連絡協議会	消防後援会	消防後援会連合会
	各地区婦人防火クラブ	—	商工会婦人防火クラブ	—	婦人防火協力会	婦人防火クラブ	婦人防火協力会
	各園幼年消防クラブ	各園幼年消防クラブ	横川保育所幼年消防ク ラブ	各園幼年消防クラブ	大窪保育園幼年消防ク ラブ	各園幼年消防クラブ	牧之原保育園幼年消防 クラブ
	—	—	—	万膳小学校少年消防ク ラブ	—	—	—
	若尊援助隊	—	—	—	—	隼援助隊	—
自治会、公民 会 公民館など	地区公民館連絡協議会	—	—	校区公民館連絡協議会	地区公民館連絡協議会	地区公民会連絡協議会	地区公民館長・主事連絡 協議会
	—	自治公民館連絡協議会	—	自治公民館連絡協議会	—	公民会連絡協議会	自治公民館長連絡協議 会
	—	—	—	—	—	公民会安全会	—

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
国際交流	国際交流協会	—	—	—	—	国際交流協会	—
福祉	身体障害者福祉協会	身体障害者協会	身体障害者福祉協会	身体障害者協会	身体障害者福祉協会	身体障害者福祉協会	身体障害者協会
	手をつなぐ育成会	手をつなぐ親の会	手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会
	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会
	傷痍軍人会	—	傷痍軍人同士の会	—	傷痍軍人会	傷痍軍人会	傷痍軍人会
	遺族会連合会	遺族会	遺族会	遺族会	遺族会	遺族会	遺族会
	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会
	保護司会	保護司会	保護司会	保護司会	保護司会	保護司会	保護司会
	母子寡婦福祉協議会	母子寡婦福祉会	母子寡婦福祉会	母子寡婦福祉会	母子寡婦福祉会	母子寡婦協議会	母子寡婦福祉協議会
	—	—	—	—	慰霊奉賛会	—	—
	—	あいご園	—	—	—	—	—
	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生委員推薦会
	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会
人権	—	—	—	—	—	部落解放同盟 鹿児島県連合会 隼人支部	—
農業	たばこ生産振興会	葉たばこ振興会	たばこ振興会	葉たばこ振興会	葉たばこ振興会	葉たばこ振興会	—
	茶業振興会	茶振興会	茶業振興会	茶業振興会	茶業振興会	茶業振興会	茶業振興会
	—	銘茶みぞべブランド確立研究会	—	銘茶研究会	—	—	—
	観光農業振興会	観光農園果樹部会	—	—	—	—	—
	—	—	—	果樹部会	—	JAあいら隼人地区果樹部会	JAあいら福山地区果樹部会
	花き同好会	花き花木振興会	花き同好会	花き部会	花き振興会	—	—
	良質米生産振興会	—	水稻部会	水稻部会	稲作研究会	JAあいら隼人米麦部会	—
	園芸振興会	JAあいら溝辺地区野菜振興会	園芸振興会	園芸部会	園芸振興会	JAあいら隼人園芸振興会	JAあいら園芸振興会

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
農 業	—	—	—	レイシ部会	—	—	—
	—	—	白ネギ部会	—	—	—	—
	—	—	石川里芋振興会	—	—	—	—
	—	—	自然薯生産組合	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	生姜生産組合	—
	JAあいら国分養蚕支部会	—	—	—	—	—	—
	農林技術連絡会	農林業関係技術連絡協議会	農林技術員連絡協議会	農林技術員連絡協議会	農林技術員連絡協議会	農林技術員連絡協議会	農林技術員連絡協議会
	生活研究グループ連絡協議会	—	生活研究グループ	生活研究グループ	生活研究グループ	生活研究グループ連絡協議会	生活研究グループ
	—	—	ほおづえ会	—	—	コスモスクラブ	豊農母の会
	自立農クラブ	—	—	—	高原クラブ	自営青年クラブ	農業後継者クラブ（大地クラブ）
	—	—	—	—	担い手農家の会	—	—
	—	—	—	霧島山麓創生会	—	農業機能集団連絡協議会	—
	認定農業者の会	—	—	認定農業者の会	—	認定農業者の会	認定農業者の会
	—	—	農業機械士会	—	—	—	—
	—	—	—	農業管理センター	—	—	—
	—	—	—	—	—	JAあいら隼人R-50パイロット会	—
	—	—	水稻航空防除連絡協議会	水稻病害虫一斉防除協議会	—	—	水稻航空防除連絡協議会
	新生産調整推進対策協議会	—	—	水田農業推進協議会	—	—	水田農業推進協議会
	肉用牛生産振興組合	肉用牛改良組合	肉用牛振興会	肉用牛部会	和牛改良部会	肉用牛生産振興組合	畜産振興会
	—	—	—	—	—	—	老いどんもきばんそやばあとかんさーの会
—	—	—	—	養豚振興会	養豚部会	—	
—	—	—	—	肥育牛部会	肥育牛部会	—	

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
農 業	—	—	—	—	—	—	肉用牛多頭飼育者部会
	—	肉用牛低コスト組合	肉用牛振興会共同出荷班	—	肉用牛生産組合共同作業班	—	—
	—	—	—	—	—	—	和牛改良委員会
	—	—	—	—	—	家畜衛生協議会	—
	—	肉用牛振興推進協議会	—	—	—	畜産振興対策協議会	畜産グループ連絡協議会
	酪農振興会	県酪溝辺支部	—	酪農振興会	デーリィクラブ	酪農専門部会	—
	家畜商組合	家畜商組合	—	家畜商組合	家畜商組合	—	—
林 業	始良東部森林組合	始良西部森林組合	始良北部森林組合	始良北部森林組合	始良東部森林組合	始良東部森林組合	始良東部森林組合
	国分市緑の少年団	竹子緑の少年団	安良みどりの少年団	—	霧島小みどりの少年団	—	牧之原緑の少年団
	しいたけ振興会	—	しいたけ振興会	しいたけ振興会	—	椎茸生産振興会	—
	—	—	タラノメ振興会	—	—	—	—
	—	—	ギンナン振興会	—	—	—	—
	みどり推進協議会	みどり推進協議会	みどり推進協議会	みどり推進協議会	みどり推進協議会	みどり推進協議会	みどり推進協議会
	猟友会	猟友会	猟友会	猟友会	猟友会	猟友会	猟友会
	有害鳥獣捕獲対策協議会	—	—	—	—	—	有害鳥獣捕獲対策協議会
	—	—	—	—	—	—	食の交流館管理運営協議会
	—	—	—	—	—	—	林業振興協議会
	—	竹林振興会	—	—	—	—	—
—	—	—	くり部会	—	—	—	
水 産	—	—	—	—	霧島川愛護同好会	—	—
	錦江漁業協同組合					錦江漁業協同組合	福山町漁業協同組合

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
水産	手籠川漁業協同組合 検校川漁業協同組合		天降川漁業協同組合	天降川漁業協同組合		日当山天降川漁業協同組合 松永漁業協同組合	
耕地	国分市国分土地改良区	十三塚原土地改良区 竹子土地改良区			田口土地改良区	国分市国分土地改良区 宮内原土地改良区 市成吉沢新田土地改良区 錦土地改良区 十三塚原土地改良区	福山町土地改良区
健康	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会
	健康づくり推進委員会	—	—	—	—	健康運動普及推進委員会	—
	健康増進協議会	—	—	健康づくり推進協議会	—	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
	母子保健推進委員会	増健補導員会	母子保健推進委員会	—	—	母子保健推進委員会	—
環境衛生	衛生普及会	衛生協会	衛生普及会	衛生普及会	環境保全協会	環境保全協会	環境保全協会
学校教育	生活指導研究協議会	—	—	—	生活指導研究協議会	生活指導研究協議会	生活指導研究協議会
	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会	校外生活指導連絡協議会
	—	同和教育研究会	人権同和教育研究会	人権・同和教育研究協議会	人権同和教育研修協議会	人権同和教育研究協議会	人権同和教育研究協議会

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
学校教育	学校保健会	学校保健会	学校保健会	—	学校保健会	学校保健会	学校保健会
	—	—	—	牧園高等学校振興対策協議会	—	—	高等学校支援対策協議会
	始良伊佐地区 私立幼稚園協会	—	—	—	—	始良伊佐地区 私立幼稚園協会	—
社会教育	—	—	—	—	—	学校給食研究協議会	—
	—	—	—	各種女性団体連絡協議会	—	各種女性団体連絡協議会	—
	—	自治公民館婦人部連絡協議会	—	—	地域女性団体連絡協議会	地域女性団体連絡協議会	—
	婦人会連絡協議会	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	ふくやま女性の会
	生活学校	生活学校	—	—	—	生活学校	—
	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会	P T A連絡協議会
	青年団	青年団	青年団	—	青年団	連合青年団	青年団
	—	高校生父母の会連絡会	—	—	高校生父母の会	—	—
	—	—	青少年健全育成町民会議	青少年健全育成町民会議	青少年健全育成町民会議	青少年健全育成町民会議	青少年育成町民会議
	子ども会育成連絡協議会	子ども会育成者連絡協議会	子ども会育成連絡協議会	子ども会育成者連絡協議会	子ども会育成連絡協議会	子ども会育成連絡協議会	子ども会育成会連絡協議会
	—	—	—	—	—	同和教育啓発推進協議会	—
	—	—	史談会	—	—	—	—
	—	—	お話サークルブーケ	—	—	—	—
	道義高揚運動推進協議会	—	—	—	—	—	ふるさとおこし町民運動推進会議
	文化協会	文化協会	文化協会	文化協会	文化協会	文化協会	文化協会
	少年少女合唱団	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	霧島神楽振興会	—	—

分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
社会教育	体育協会	体育協会	体育協会	体育協会	体育協会	体育協会	体育協会
	レクリエーション協会	—	—	—	—	レクリエーション協会	レクリエーション協会
	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団連絡協議会	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部
	—	—	—	—	—	スポーツ少年団指導者協議会	—
	—	—	—	—	—	—	パークゴルフ協会
公営企業	(社)国分市シルバー人材センター	(社)溝辺町シルバー人材センター	横川町シルバー人材センター	牧園町シルバー人材センター	霧島町シルバー人材センター	(社)隼人町シルバー人材センター	福山町シルバー人材センター
商工	国分商工会議所	—	—	—	—	—	—
	—	溝辺町商工会	横川町商工会	牧園町商工会	霧島町商工会	隼人町商工会	福山町商工会
	特産品協会	特産品協会	特産品協会	特産品協会	特産品協会	特産品協会	特産品協会
観光	国分観光協会			(社)大霧島観光協会 妙見温泉観光協会 安楽温泉観光協会	国立公園霧島観光協会	隼人町観光協会 妙見温泉観光協会	
	—	—	—	霧島温泉旅館協会	霧島神宮温泉郷旅館組合	日当山温泉旅館組合	—
				高千穂通り会		隼人町民芸保存会	
選挙	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会

公共的団体等の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体等とは、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所・商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和 24. 1. 13 昭和 34. 12. 16)

2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、主に下記の視点により各分野ごとにこの団体を列記した。

- (1) 団体の設置について市町の意味が関与しているもの。
- (2) 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。
- (3) 市町の事業に大きく関与しているもの。

公共的団体等の取扱いに関する法令

地方自治法 (昭和 22 年・法律第 67 号)

(公共的団体等の監督)

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において、必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

【解説】

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも、公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号)

(国、都道府県等の協力等)

第 16 条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

【解説】

合併関係市町村において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性の確立の上から好ましくないため、本規定が設けられている。

先 進 事 例

・川薩地区合併協議会（鹿児島県）

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するためそれぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 複数の関係市町村で共通する目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) (1)団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) (2)の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) (1)(2)(3)以外は、現行のとおりとする。
- (5) ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

・日置地区合併協議会（鹿児島県）

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について、次のとおり調整に努める。

- (1) 6町に共通する団体又は、これに準じる団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整するものとし、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるように努める。
- (2) 各町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

・松江・八束合併協議会（島根県）

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。

1. 各市町村に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう、調整に努める。
2. 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。
3. 独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて
(協定項目25-25-②)

第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
- 2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。
また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。

平成16年4月21日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-25第三セクター等関係事業	関係項目	土地開発公社
調整の内容	<p>1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。</p> <p>2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。</p>		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
土地開発公社	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会及びその他の会議に関すること 2. 定款、業務方法書及び諸規程等の制定及び改廃に関すること 3. 社印の保管に関すること 4. 公告に関すること 5. 人事及び給与に関すること 6. 文書の收受発送、編さん及び保管に関すること 7. 国分市に対する報告及び連絡に関すること 8. 予算及び決算に関すること 9. 出納事務に関すること 10. 資金計画、調達及び運用に関すること 11. 契約(用地関係を除く)に関すること 12. 物品資材等の購入及び処分並びに出納保管に関すること 13. その他一般庶務に関すること 	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算決算、資金計画、経理全般 2. 文書收受、各種簿冊管理 3. 公印管守、職員給与取扱 4. 物品の調達、管理 5. 審議会に関すること 6. その他庶務全般 	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算決算、資金計画、経理全般 2. 文書收受、各種簿冊管理 3. 公印管守、職員給与取扱 4. 物品の調達、管理 5. 審議会に関すること 6. その他庶務全般 	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算・決算の作成 ・ 土地の取得等事業の計画 ・ 公社の維持・管理事務 ・ 文書收受・各種簿冊管理 ・ 公印管守 ・ 物品の調達、管理 ・ 審議会に関すること ・ その他庶務全般

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
土地	<p>【業務係】 1. 事業計画に基づく用地の取得、管理及び処分に関する事 2. 用地取得に伴う物件損失補償に関する事 3. 土地の測量、分筆、合筆及び地目変更等に関する事 4. 用地関係の契約に関する事 5. 登記に関する事 6. 土地台帳の整備及び保管に関する事 7. その他用地に関する事</p>	<p>【事業】 1. 事業計画、推進施行 2. 補償に関する事 3. 契約に関する事 4. 登記事務に関する事 5. 訴訟に関する事 6. その他技術に関する事</p>	<p>【事業】 1. 事業計画、推進施行 2. 補償に関する事 3. 契約に関する事 4. 登記事務に関する事 5. 訴訟に関する事 6. その他技術に関する事</p>	
地	<p>【概要】 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>【概要】 設立団体、国、公団、県等のその他の地方公共団体から依頼された土地の先行取得等を行う。</p>	<p>【概要】 設立団体、国、県等から依頼された土地の先行取得等を行なう。</p>	<p>【概要】 設立団体、国、公団、県等のその他の地方公共団体から依頼された土地の先行取得等を行う。</p>
開	<p>【組織】 国分市単独土地開発公社</p>	<p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う。</p>	<p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う</p>	<p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う</p>
発	<p>出資金 1,613,900円</p> <p>土地開発公社審議会 委員9人</p>	<p>出資金 1,613,900円</p> <p>土地開発公社審議会 委員15人以内</p>	<p>出資金 1,565,600円</p> <p>土地開発公社審議会 委員7人</p>	<p>出資金 2,614,100円</p> <p>土地開発公社審議会 委員15人以内</p>
公	<p>理事長（市長） ↓ 常務理事（助役） ↓ 事務局長（1人） ↓ 次長（1人） ↓ 庶務（2人） 業務係（1人）</p>	<p>理事（町長） ↓ 理事補佐（助役） ↓ 事務局長（企画振興課長兼務） ↓ 庶務・業務係（プロパー1人）</p>	<p>理事（町長） ↓ 理事補佐（助役） ↓ 事務局長（企画商工課長兼務） ↓ 業務係長（企画商工課長補佐）</p>	<p>理事（町長） ↓ 理事補佐（助役） ↓ 事務局長（企画課長） ↓ 係長（企画課長補佐兼係長） ↓ 庶務・業務係（企画課主事補）</p>
社	<p>事務局長以下職員総務課付</p> <p>【プロパー事業】 業務全体について、設立団体やその他の公共的団体からの取得依頼を受けないで、土地開発公社独自で計画し取得、造成、処分を行う事業。 ・宅地造成事業</p>	<p>【プロパー事業】 業務全体について、設立団体やその他の公共的団体からの取得依頼を受けないで、土地開発公社独自で計画し取得、造成、処分を行う事業。 ・宅地造成分譲事業 ・流通業務用地造成事業</p>	<p>【プロパー事業】 業務全体について、設立団体やその他の公共的団体からの取得依頼を受けないで、土地開発公社独自で計画し取得、造成、処分を行う事業。 ・宅地造成事業 ・工業団地造成事業</p>	<p>【プロパー事業】 実施なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-25第三セクター等関係事業	関係項目	土地開発公社
調整の内容	<p>1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。</p> <p>2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。</p>		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
土地開発公社	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務】 1. 予算決算、資金計画、経理全般 2. 文書收受、各種簿冊管理 3. 公印管守 4. 物品の調達、管理 5. 審議会に関すること 6. その他庶務全般</p>	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務係】 ・審議会に関すること ・財産の取得、管理処分に関すること ・予算及び決算に関すること ・資金の計画、出納及び保管に関すること ・物品の調達、出納及び保管に関すること</p>	<p>【目的】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理を行うことを目的としている。</p> <p>【庶務係】 1. 予算決算、資金計画、経理全般 2. 文書收受、各種簿冊管理 3. 公印管守 4. 物品の調達、管理 5. 審議会に関すること 6. その他庶務全般</p>	<p>1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。</p> <p>2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。</p>

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
土地開発公社	<p>【事業】 1. 事業計画、推進施行 2. 補償に関する事 3. 契約に関する事 4. 登記事務に関する事 5. 訴訟に関する事 6. その他技術に関する事</p> <p>【概要】 設立団体、国、公団、県等のその他の地方公共団体から依頼された土地の先行取得等を行う。</p> <p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う</p> <p>出資金 1,520,500円</p> <p>土地開発公社審議会 委員8人以内</p> <p>理事(町長) ↓ 副理事(助役) ↓ 事務局長(企画財政課長兼務) ↓ 庶務業務係(企画財政課企画係)</p> <p>【プロパー事業】 実施なし</p>	<p>【業務係】 ・事業計画に関する事 ・用地の取得、処分及び補償に関する事 ・事業の調査及び設計に関する事 ・事業の施行に関する事 ・登記事務に関する事</p> <p>【概要】 設立団体隼人町、国、県その他の団体からの用地の取得依頼に基づいて先行取得(先買制度)を行う</p> <p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う</p> <p>出資金 5,431,400円</p> <p>土地開発公社審議会 委員10人以内</p> <p>理事(町長) ↓ 参与(助役) ↓ 事務局長(企画課長兼務) ↓ 事務局次長兼庶務係長(プロパー1人) ↓ 業務係長(プロパー1人) ↓ 庶務係(プロパー1人) 業務係(プロパー1人)</p> <p>【プロパー事業】 業務全体について、設立団体やその他の公共的団体からの取得依頼を受けないで、土地開発公社独自で計画し取得、造成、処分を行う事業。 ・宅地造成事業 ・工業団地造成事業</p>	<p>【事業係】 ・事業計画に関する事 ・補償に関する事 ・事業の調査及び設計に関する事 ・事業の施行に関する事 ・その他技術に関する事</p> <p>【概要】 設立団体、国、公団、県等のその他の地方公共団体から依頼された土地の先行取得等を行う。</p> <p>【組織】 県下75町村及び県が出資して鹿児島県町村土地開発公社を設立。 設立団体がそれぞれ支社となり単独で業務を行う</p> <p>出資金 1,890,600円</p> <p>土地開発公社審議会 委員14人以内</p> <p>理事(町長) ↓ 事務局長(総務課長兼務) ↓ 庶務事業係(総務課職員)</p> <p>【プロパー事業】 業務全体について、設立団体やその他の公共的団体からの取得依頼を受けないで、土地開発公社独自で計画し取得、造成、処分を行う事業。 ・宅地造成事業</p>	

開発公社の土地の所有面積等

H16.1月末

市町名	土地の所有面積 (㎡)		簿 価 (円)		借入額 (円)	市町の債務負担額	現金預金		
	市からの依頼分	プロパー用地	市からの依頼分	プロパー用地					
国 分 市	1,052,571.67	市からの依頼分	591,688.79	3,235,528,276	市からの依頼分	1,616,672,235	3,019,521,000	6,000,000,000	54,599,000
		プロパー用地	460,882.88		プロパー用地				
溝 辺 町	64,872.38	町からの依頼分	59,594.00	306,363,810	町からの依頼分	242,356,461	180,000,000	300,000,000	50,860,464
		プロパー用地	5,278.38		プロパー用地	64,007,349			
横 川 町	48,245.00	町からの依頼分	6,194.00	80,557,342	町からの依頼分	27,670,640	0	0	79,749,206
		プロパー用地	42,051.00		プロパー用地	52,886,702			
牧 園 町	0.00	町からの依頼分	0.00	0	町からの依頼分	0	0	0	5,900,000
		プロパー用地	0.00		プロパー用地	0			
霧 島 町	20,141.00	町からの依頼分	20,141.00	30,533,393	町からの依頼分	30,533,393	0	0	14,911,130
		プロパー用地	0.00		プロパー用地	0			
隼 人 町	511,046.32	町からの依頼分	496,533.06	1,572,508,984	町からの依頼分	1,311,967,982	200,000,000 (124,564,830)	200,000,000	141,301,231
		プロパー用地	14,513.26		プロパー用地	260,541,002			
福 山 町	19,034.76	町からの依頼分	0.00	197,929,542	町からの依頼分	0	396,000,000	550,000,000	26,800,267
		プロパー用地	19,034.76		プロパー用地	197,929,542			
計	1,715,911.13		1,715,911.13	5,423,421,347		5,423,421,347	3,920,085,830	7,050,000,000	374,121,298

〈参考資料〉

土地開発公社に関する法令：公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年、法律第66号）

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 設立団体
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- ⑥ 業務の範囲及びその執行に関する事項
- ⑦ 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- ⑧ 公告の方法
- ⑨ 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣は又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年、政令第284号議）

（決及び認可を要しない定款の変更）

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- ③ 前2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

第三セクター等関係事業【開発公社】 先進事例

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）抜粋

- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
- (1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
 - (2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甑村支社、下甑村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
 - (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）抜粋

- (4) 土地開発公社の取扱い
2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

日置合併協議会（鹿児島県）抜粋

- 4 鹿児島県町村土地開発公社市来町支社、東市来町支社、伊集院町支社、日吉町支社、吹上町支社、金峰町支社については、合併の前日までに鹿児島県町村土地開発を脱退し、解散する。
新市の土地開発公社の形態については、合併までに調整する。

大曲仙北合併協議会（秋田県）抜粋

- 1 土地開発公社
- (1) 大曲市土地開発公社は、新市の発足に伴い現定款の変更を行い法人登記の変更を行う。
 - (2) 神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退し、新市において合併の日に出資団体として加入する。

洲本市・五色町合併協議会（兵庫県）抜粋

3. 土地開発公社については、定款変更により新市に引き継ぐ。

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会（兵庫県）抜粋

4. 兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、4町は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退する。なお、当該組合等で処理している事務の取り扱いについては、合併時までに調整する。

柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会（兵庫県）抜粋

- (3) 兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって当該公社を脱退する。

具志川市・石川市・勝連町・与那城町合併協議会（沖縄県）抜粋

- 4 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 勝連町、与那城町は、合併の前日をもって沖縄県町村土地開発公社から脱退する。
 - (2) 具志川市土地開発公社及び石川市土地開発公社は統合し、勝連町及び与那城町とともに、新市に引き継ぐものとし、一公の法人登記変更を行う。

町名・字名の取扱いについて（協定項目19）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。
 - (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺^{まち}町〇〇」に置き換える。
 - (3) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川^{ちょう}町〇〇」に置き換える。
 - (4) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園^{ちょう}町〇〇」に置き換える。
 - (5) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。
 - (6) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人^{ちょう}町〇〇」に置き換える。
 - (7) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。
ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」とする。

平成16年3月11日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

幹事会名簿

平成16年4月1日現在

○ 助 役

	市町名	氏 名
1	国分市	日高 嘉子
2	溝辺町	重丸 紘美
3	横川町	坂元 義信
4	牧園町	久保 明
5	霧島町	安 栖 巧
6	隼人町	中村 忠雄
7	福山町	橋口 武儀

幹 事 長 中 村 忠 雄

副幹事長 安 栖 巧

○ 専門部会長

	専門部会名	氏 名	市町名	役 職
1	総 務 部 会	西 重 正 志	国分市	総務企画部長
2	企 画 部 会	塩 入 谷 政 秋	霧島町	企画財政課長
3	財 政 部 会	臼 崎 良 徳	牧園町	財 政 課 長
4	農 林 水 産 部 会	山 下 弘 文	横川町	農 林 課 長
5	住 民 部 会	濱 崎 明	隼人町	税 務 課 長
6	福 祉 部 会	福 盛 安 美	隼人町	健 康 生 活 課 長
7	建 設 部 会	成 枝 靖 夫	国分市	建 設 部 長
8	公 営 企 業 等 部 会	濱 崎 幸 嗣	隼人町	水 道 課 長
9	教 育 部 会	野 村 定 美	溝辺町	生 涯 学 習 課 長
10	電 算 情 報 部 会	川 村 直 人	国分市	情 報 政 策 課 長
11	行 政 委 員 会 等 部 会	谷 山 忠 憲	福山町	議 会 事 務 局 長
12	商 工 観 光 部 会	坂 元 一 喜	牧園町	観 光 商 工 課 長

○ 合併担当課長

	市町名	氏 名	役 職
1	国分市	柳 田 秀 徳	企 画 課 長
2	溝辺町	花 堂 誠	企 画 振 興 課 長
3	横川町	成 尾 智 広	企 画 商 工 課 長
4	牧園町	境 田 秀 紀	企 画 課 長
5	霧島町	塩 入 谷 政 秋	企 画 財 政 課 長
6	隼人町	林 兼 行	企 画 課 長
7	福山町	新 鍋 登	企 画 課 長

は、人事異動に伴う幹事の変更です。